

岡山県社会人バスケットボールリーグ規定

1.参加資格に関する事項

- 1)岡山県社会人バスケットボールリーグ（以下「社会人リーグ」）登録資格は、下記に登録されたチーム及び選手とする。
 - (1) 公益財団法人 日本バスケットボール協会(以下 JBA)に登録されたチーム。
 - (2) 一般社団法人 岡山県バスケットボール協会(以下 県協会)に登録されたチーム。
 - (3) JBA に登録された選手。
 - (4) 県協会に登録された選手。
- 2)参加連盟等は次のとおりとする。
 - (1)岡山県社会人バスケットボール連盟（地域リーグを除く）
 - (2)大学カテゴリー

2.登録に関する事項

- 1)チーム登録について
 - (1)年度登録とする。
 - (2)JBA 登録・県協会登録を義務とし、未登録チームの参加は認めない。
 - (3)社会人リーグ事務局指定の参加申込書に記載し、社会人リーグ事務局へ提出すること。
 - (4)社会人リーグ参加費については、参加申込期限までに指定口座に振り込みを完了すること。
- 2)個人登録について
 - (1)年度登録とする。
 - (2)JBA 登録・県協会登録を義務とし、未登録選手の参加は認めない。
 - (3)社会人リーグ事務局指定の参加申込書に記載し、社会人リーグ事務局へ提出すること。
 - (4)年度内での社会人リーグ登録チーム間の移籍は認めない。
 - (5)選手登録は、本人の同意を必ず確認した上で行うこと。
 - (6)高校生については、一般カテゴリー登録者に限り参加を認める。
 - (7)登録追加は随時認める、但し、下記手続きを必ず行うこと。
 - ①JBA 登録・県協会登録を行うこと。(チーム JBA で登録し、個人登録料納付)
 - ②所属連盟の承認(登録確認)を受けること。
 - ③社会人リーグ事務局へ参加申込書を自チームの試合1週間前までに再提出すること。
※参加申込書の登録追加欄に記載し、事務局へ提出⇒受理された時点で出場可とする。
 - (8)登録抹消は随時認める。
 - ①社会人リーグ事務局へ参加申込書を再提出すること。
- 3)社会人リーグ登録時期
 - (1)参加告知 ⇒ 県協会 HP 及び社会人連盟総務委員会を通じて傘下チームに告知
 - (2)申込み期限 ⇒ 指定された日
 - ①チーム登録(登録料納付)が終わっているチームとする。(未納チームは参加不可)
 - ②個人登録(登録料納付)が終わっている選手とする。(未納選手は参加不可)
 - (3)申込み書類 ⇒ 社会人リーグ事務局へ提出すること。(所定の参加申込書を提出)

4)参加申込書に必要事項を記載し、期限までに提出すること。

(1)代表者・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)

(2)連絡者・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)

(3)運営委員 (1名以上)・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)

(4)帯同審判員 (2名以上)・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号・審判資格)

(5)監督・コーチ・Aコーチ・マネージャー(公認コーチ資格取得の場合はコーチ ID を記載)

(6)選手・・・上限は設けない・・・個人 ID・氏名・生年月日

※代表者、連絡者、運営委員、帯同審判員については、兼ねても良い。

※社会人リーグ登録チーム毎に代表者・運営委員・帯同審判員を選出すること。

3.参加費について

1)参加費は、年間 2.5 万円とする。

2)参加費は指定された日までに納付すること。納付先は、別途事務局より連絡する。

3)参加費は、社会人リーグ登録チーム毎に発生する。複数チーム参加の場合は、参加チーム毎に納付すること。

4.チーム責務について

1)社会人リーグ参加の全てのチームに責務は発生する。

※チーム責務は、社会人リーグ登録チーム毎に発生し割り当てを与える。

2)代表者 (1名)・運営委員 (1名以上)・帯同審判(2名以上) を登録し大会運営に協力すること。

3)運営割り当て(会場役員・審判・TO 等)は、チームで責任を持って実施すること。

4)会場運営は担当チームが行うこと。(割り当ては社会人リーグ事務局が決定する)

5)責務を果たせないチームは参加不可とし、期間中の理由無き責務の放棄は、次年度以降、社会人リーグへの参加を認めない。(原則、チーム・個人とも参加は認めないが、理由により社会人リーグ事務局が認めた場合のみ参加を認める)

6)期間中の責務放棄のチームに対してはペナルティを与える。

(ペナルティの内容は競技会委員会審議後決定する)

※ペナルティは、反則金制度を採用し内容により発生し社会人リーグ事務局へ納付する。

5.競技方法について

1)競技について

①日本バスケットボール競技規則に基づき行なう。

②ベンチ入りは、選手 15 名以内、スタッフ (監督 1 名、コーチ 1 名、アシスタントコーチ 1 名、マネージャー 1 名、トレーナー 1 名、主務 1 名) 6 名の合計 21 名以内とする。

尚、上記チーム関係者以外はベンチに入ってはならない。

※社会人リーグ登録選手が、15 名を越える場合はゲーム毎 15 名の規定のメンバー表を作成しゲーム前に提出すること。

※部外者のベンチ入りは禁止とし、メンバー表以外の関係者はベンチに座れない。

③競技中、コート上で同時にプレイできる外国人選手は 1 名とする。(オンザコート 1)

④チーム全員がユニフォームを上・下そろえて出場すること。

⑤組み合わせ番号の若いチームが TO 席に向かって右側のベンチに入り、ユニフォームは淡色とする。

2)男子試合方法 ・レギュラーシーズン：1部～4部 リーグ戦
・順位戦：リーグ戦・トーナメント戦
・入替戦

3)女子試合方法 ・レギュラーシーズン：1部～3部 リーグ戦
・順位戦：リーグ戦・トーナメント戦
・入替戦

4)順位決定方法

日本バスケットボール競技規則の総当たり方式の大会に適用される方法により順位を決定する。

5)試合時間

(1) リーグ戦

男子1部	・・・10分	ピリオド	インターバル	2分	ハーフタイム	10分
男子2部	・・・10分	ピリオド	インターバル	2分	ハーフタイム	10分
男子3部	・・・8分	ピリオド	インターバル	2分	ハーフタイム	8分
男子4部	・・・8分	ピリオド	インターバル	2分	ハーフタイム	8分

女子1部	・・・10分	ピリオド	インターバル	2分	ハーフタイム	10分
女子2部	・・・8分	ピリオド	インターバル	2分	ハーフタイム	8分
女子3部	・・・8分	ピリオド	インターバル	2分	ハーフタイム	8分

※延長時限：10分ピリオドの場合は1回5分、8分ピリオドの場合は、1回3分の延長時限を必要な回数だけ行う。各延長時限の前のインターバルは2分とする。

(2) 順位戦・入替戦 全試合10分ピリオド インターバル2分 ハーフタイム10分とする。

6)年間スケジュール

(1)チーム登録を受け競技会委員会で決定する。

7)カテゴリー編成について

(1)各カテゴリー内のチーム数については、参加チーム数を勘案して主催者において決定する。

(2)次年度以降については、入替戦を実施しカテゴリー編成を行う。

(3)新規参入チームは、最下位カテゴリーからの参入とする。

8)次年度不参加チームの処置

(1)各カテゴリーで次年度登録を見送ったチームがある場合は、下部カテゴリー上位からの自動昇格とする。

6.運営に関する事項

1)会場について

①会場運営は、原則大会役員の指示のもとチーム運営委員が行うこと。

②体育館使用規則を守ること。

・駐車場 ・ゴミ持帰り ・喫煙ルール 等

③体育館使用規則が守れなかった場合は、次年度の社会人リーグ参加不可とする。

また、選手に限らず、チーム関係者（応援者も含む）についても同様とする。

※参加不可 ⇒ チーム・個人(チームを変更した場合も認められない)

2)罰則について

- ①暴力・暴言等、スポーツマンに有るまじき行為については罰則を与える。
- ②無断で試合を棄権した場合は2万円の反則金を支払わなければならない。
(事務局：1万円、対戦チーム：1万円)
- ③審判・TOの割り当てについては責任を持って実施すること。無断で実施しなかった場合、事務局に反則金1万円を支払わなければならない。
- ④反則金は社会人リーグ事務局が管理し、社会人リーグ運営等に運用する。
- ⑤社会人リーグ事務局への納付を義務とし、支払わない場合は社会人リーグへの参加を認めない。

3)その他

- ①予定日に止むを得ず棄権する場合は、速やかに社会人リーグ事務局に連絡をすること。
ただし、審判、オフィシャル、チーム運営委員の責任は果たすこと。
- ②審判員、TO、選手や役員・運営委員に対し暴力を振るった場合は、即刻、本人・チームを登録抹消とし、本年度及び翌年度の個人・チーム登録は認めないものとする。また、審判員、TO、選手や役員・運営委員に対して目に余る態度や暴言を繰り返すチーム及び選手については、事実確認を行なった後、登録抹消か否かの審議をする。再三の注意に関わらず一向に改善が見られないチームは翌年度の登録は認めないものとする。

7.審判割りについて

- 1)審判割りは、リーグ戦開始後数回に分けて各チームに審判委員会から割り当てを通知する。

8.帯同審判について

- 1)割り当てを担当する審判員はライセンス有資格者であること。
無資格者が担当していることが発覚した場合、分かり次第ペナルティを与える。
- 2)原則として審判割り当ての変更は行なわないので、責任を持って履行すること。所属チームの試合が棄権等で無くなった場合でも割り当て通りとするが、割り当て予定となっていた試合が無くなった場合や、諸事情により所属チームの試合が日程変更になった場合は当初予定の割り当てはありません。ただし、調整した中で「協会付」として入ってもらい場合もありますので、そのような場合には審判委員会から連絡をする。
- 3)帯同審判員は講習会等に積極的に参加して審判技術の向上に努め、割り当てられた試合は責任と自覚を持ったうえで、全力で取り組むこと。
- 4)帯同審判員は、「競技規則」「オフィシャルズマニュアル」及び「プレイコーリング・ガイドライン」を熟読したうえで審判技術の向上に努めること。ゲーム終了後は可能な限り、相手審判や会場にいる審判員と積極的にミーティングを行なって、長所を伸ばし短所を修正するヒントにすること。
- 5)割り当てを担当する審判員は試合開始時間の1時間前には会場に到着し、運営委員に到着の届けを済ませること。またその際にライセンス証を提示すること。
- 6)都合により割り当てられているチーム内の帯同審判員が吹けない場合は、チームの責任において代理のライセンス保有審判員を手配(他チームへ依頼するなど)し割り当てを履行すること。
- 7)帯同審判員制度の主旨を理解し、社会人リーグに参加できる条件のひとつであることを強く認識して、チームの責任として帯同審判員のレベルアップに取り組んでください。また、既に帯同

審判員として認められている方でも向上心の欠如や取り組む姿勢に問題のある方や、キャンセルが度々あった方は、帯同審判員としての資格を取り消すことがあります。

制定 平成30年4月1日

改定 平成31年4月1日

岡山県社会人バスケットボール連盟